

防災安全R1-19
2019年7月1日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部長

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」につきまして、法令改正及び副原子力防災管理者に選任する役職名の変更等に伴い、2019年7月1日より次回修正までの間、添付資料のとおり読み替えて運用させていただきますので、ご連絡致します。

添付資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

以 上

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考
	<p data-bbox="685 562 1044 604">柏崎刈羽原子力発電所</p> <p data-bbox="611 699 1118 741">原子力事業者防災業務計画 別冊</p> <p data-bbox="744 1056 985 1098">平成31年3月</p> <p data-bbox="587 1329 1151 1371">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="1863 562 2223 604">柏崎刈羽原子力発電所</p> <p data-bbox="1789 699 2297 741">原子力事業者防災業務計画 別冊</p> <p data-bbox="1923 1056 2163 1098">平成31年3月</p> <p data-bbox="1765 1329 2329 1371">東京電力ホールディングス株式会社</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																																																												
II-38	<p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(11/14)</p> <table border="1" data-bbox="397 411 1314 667"> <tr><td>EAL番号</td><td>XSE61</td><td>-</td></tr> <tr><td>EAL略称</td><td colspan="2">事業所外運搬での放射線量率の上昇</td></tr> <tr><td>EAL</td><td colspan="2">事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</td></tr> <tr><td>事業者解釈</td><td colspan="2">-</td></tr> <tr><td>規制庁解説</td><td colspan="2">-</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="397 741 1314 919"> <tr><td>EAL番号</td><td>XSE62</td><td>-</td></tr> <tr><td>EAL略称</td><td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質漏えい</td></tr> <tr><td>EAL</td><td colspan="2">事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td></tr> <tr><td>事業者解釈</td><td colspan="2">事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。</td></tr> <tr><td>規制庁解説</td><td colspan="2">-</td></tr> </table> <p>(※1)「SE21, 22, 23, 25, 27, 29, 30, 41, 42, 43, 51, 52, 53」: 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)</p> <p>(※2)「SE31」: 原子炉の運転等のための施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に適用する。</p> <p>(※3) SA設備の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。</p>	EAL番号	XSE61	-	EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。		事業者解釈	-		規制庁解説	-		EAL番号	XSE62	-	EAL略称	事業所外運搬での放射性物質漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。		規制庁解説	-		<p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(11/14)</p> <table border="1" data-bbox="1576 411 2493 695"> <tr><td>EAL番号</td><td>XSE61</td><td>-</td></tr> <tr><td>EAL略称</td><td colspan="2">事業所外運搬での放射線量率の上昇</td></tr> <tr><td>EAL</td><td colspan="2">事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「<u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項</u>」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</td></tr> <tr><td>事業者解釈</td><td colspan="2">-</td></tr> <tr><td>規制庁解説</td><td colspan="2">-</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1576 741 2493 919"> <tr><td>EAL番号</td><td>XSE62</td><td>-</td></tr> <tr><td>EAL略称</td><td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質漏えい</td></tr> <tr><td>EAL</td><td colspan="2">事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td></tr> <tr><td>事業者解釈</td><td colspan="2">事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。</td></tr> <tr><td>規制庁解説</td><td colspan="2">-</td></tr> </table> <p>(※1)「SE21, 22, 23, 25, 27, 29, 30, 41, 42, 43, 51, 52, 53」: 原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査(同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。)において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。(同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。)</p> <p>(※2)「SE31」: 原子炉の運転等のための施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に適用する。</p> <p>(※3) SA設備の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。</p>	EAL番号	XSE61	-	EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「 <u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項</u> 」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。		事業者解釈	-		規制庁解説	-		EAL番号	XSE62	-	EAL略称	事業所外運搬での放射性物質漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。		規制庁解説	-		<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化(法令名称との整合化)</p>
	EAL番号	XSE61	-																																																												
EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の上昇																																																														
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。																																																														
事業者解釈	-																																																														
規制庁解説	-																																																														
EAL番号	XSE62	-																																																													
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質漏えい																																																														
EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																																														
事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。																																																														
規制庁解説	-																																																														
EAL番号	XSE61	-																																																													
EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の上昇																																																														
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、100 μ Sv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「 <u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項</u> 」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。																																																														
事業者解釈	-																																																														
規制庁解説	-																																																														
EAL番号	XSE62	-																																																													
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質漏えい																																																														
EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																																														
事業者解釈	事業所外運搬からはL型輸送物あるいはIP-1型輸送物を除く。																																																														
規制庁解説	-																																																														

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																														
II - 4 9	<p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (8/9)</p>	<p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (8/9)</p>	<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化(法令名称との整合化)</p>																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>GE51 (※1)</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避する場合をいう。 (3)「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合をいう。 (4)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号		GE51 (※1)	BWR	EAL略称	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失		EAL	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。		事業者解釈	(1)全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避する場合をいう。 (3)「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合をいう。 (4)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。		規制庁解説	原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>GE51 (※1)</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避する場合をいう。 (3)「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合をいう。 (4)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	GE51 (※1)	BWR	EAL略称	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失		EAL	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。		事業者解釈	(1)全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避する場合をいう。 (3)「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合をいう。 (4)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。		規制庁解説	原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。	
	EAL番号	GE51 (※1)		BWR																													
	EAL略称	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失																															
	EAL	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																															
	事業者解釈	(1)全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避する場合をいう。 (3)「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合をいう。 (4)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。																															
規制庁解説	原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。																																
EAL番号	GE51 (※1)	BWR																															
EAL略称	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失																																
EAL	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																
事業者解釈	(1)全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇等により中央制御室から退避する場合をいう。 (3)「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵槽の水位低下が確認された場合をいう。 (4)「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。																																
規制庁解説	原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>GE55</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">住民の避難を開始する必要がある事象発生</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子炉施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	GE55	BWR	EAL略称	住民の避難を開始する必要がある事象発生		EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。		事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子炉施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。		規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>GE55</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">住民の避難を開始する必要がある事象発生</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子炉施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	GE55	BWR	EAL略称	住民の避難を開始する必要がある事象発生		EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。		事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子炉施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。		規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。			
EAL番号	GE55	BWR																															
EAL略称	住民の避難を開始する必要がある事象発生																																
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子炉施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。																																
規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。																																
EAL番号	GE55	BWR																															
EAL略称	住民の避難を開始する必要がある事象発生																																
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																
事業者解釈	(1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子炉施設への影響により放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。																																
規制庁解説	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XGE61</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量率の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	XGE61	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。		事業者解釈	-		規制庁解説	-		<table border="1"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XGE61</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量率の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table>	EAL番号	XGE61	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇		EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。		事業者解釈	-		規制庁解説	-			
EAL番号	XGE61	BWR																															
EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇																																
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。																																
事業者解釈	-																																
規制庁解説	-																																
EAL番号	XGE61	BWR																															
EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇																																
EAL	事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。																																
事業者解釈	-																																
規制庁解説	-																																

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																														
II - 50	<p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (9/9)</p> <table border="1" data-bbox="409 436 1320 688"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XGE62</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射能量）を検出することを言う。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)「GE11, 21, 22, 23, 25, 27, 28, 29, 30, 41, 42, 51」：原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）</p> <p>(※2)「GE31」：原子炉の運転等のための施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に適用する。</p> <p>(※3) SA設備の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。</p>	EAL番号	XGE62	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する 省令 第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射能量）を検出することを言う。		規制庁解説	-		<p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (9/9)</p> <table border="1" data-bbox="1584 436 2496 688"> <thead> <tr> <th>EAL番号</th> <th>XGE62</th> <th>BWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2">事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射能量）を検出することを言う。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)「GE11, 21, 22, 23, 25, 27, 28, 29, 30, 41, 42, 51」：原子炉の運転等のための施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。なお、具体的には、同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第16条の表第3号の下欄に掲げる検査事項が終了した場合に適用となる。（同検査事項が終了していない場合は、当該項目は適用外となる。）</p> <p>(※2)「GE31」：原子炉の運転等のための施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に適用する。</p> <p>(※3) SA設備の総称又は設備案を例示する。なお、SA設備は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。</p>	EAL番号	XGE62	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい		EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する 省令 第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		事業者解釈	・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射能量）を検出することを言う。		規制庁解説	-		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
EAL番号	XGE62	BWR																															
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい																																
EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する 省令 第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																
事業者解釈	・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射能量）を検出することを言う。																																
規制庁解説	-																																
EAL番号	XGE62	BWR																															
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい																																
EAL	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する 省令 第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																
事業者解釈	・事業所外運搬からはI P型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値（1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射能量）を検出することを言う。																																
規制庁解説	-																																

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																																																								
II-52	<p style="text-align: center;">別表2-4-2 原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>副原子力防災管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>原子力安全センター所長</td></tr> <tr><td>2</td><td>ユニット所長(5~7号)</td></tr> <tr><td>3</td><td>ユニット所長(1~4号)</td></tr> <tr><td>4</td><td>副所長(原子力PA担当)</td></tr> <tr><td>5</td><td>防災安全部長</td></tr> <tr><td>6</td><td>第二運転管理部長</td></tr> <tr><td>7</td><td>第二保全部長</td></tr> <tr><td>8</td><td>第一運転管理部長</td></tr> <tr><td>9</td><td>第一保全部長</td></tr> <tr><td>10</td><td>第二運転管理部運転管理担当</td></tr> <tr><td>11</td><td>第二保全部保全担当</td></tr> <tr><td>12</td><td>第一運転管理部運転管理担当</td></tr> <tr><td>13</td><td>第一保全部保全担当</td></tr> </tbody> </table>	順位	副原子力防災管理者	1	原子力安全センター所長	2	ユニット所長(5~7号)	3	ユニット所長(1~4号)	4	副所長(原子力PA担当)	5	防災安全部長	6	第二運転管理部長	7	第二保全部長	8	第一運転管理部長	9	第一保全部長	10	第二運転管理部運転管理担当	11	第二保全部保全担当	12	第一運転管理部運転管理担当	13	第一保全部保全担当	<p style="text-align: center;">別表2-4-2 原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>副原子力防災管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>原子力安全センター所長</td></tr> <tr><td>2</td><td>ユニット所長(5~7号)</td></tr> <tr><td>3</td><td>ユニット所長(1~4号)</td></tr> <tr><td>4</td><td>副所長(カイゼン担当)</td></tr> <tr><td>5</td><td>防災安全部長</td></tr> <tr><td>6</td><td>第二運転管理部長</td></tr> <tr><td>7</td><td>第二保全部長</td></tr> <tr><td>8</td><td>第一運転管理部長</td></tr> <tr><td>9</td><td>第一保全部長</td></tr> <tr><td>10</td><td>第二運転管理部運転管理担当</td></tr> <tr><td>11</td><td>第二保全部保全担当</td></tr> <tr><td>12</td><td>第一運転管理部運転管理担当</td></tr> <tr><td>13</td><td>第一保全部保全担当</td></tr> </tbody> </table>	順位	副原子力防災管理者	1	原子力安全センター所長	2	ユニット所長(5~7号)	3	ユニット所長(1~4号)	4	副所長(カイゼン担当)	5	防災安全部長	6	第二運転管理部長	7	第二保全部長	8	第一運転管理部長	9	第一保全部長	10	第二運転管理部運転管理担当	11	第二保全部保全担当	12	第一運転管理部運転管理担当	13	第一保全部保全担当	副原子力防災管理者の職位名称の変更
順位	副原子力防災管理者																																																										
1	原子力安全センター所長																																																										
2	ユニット所長(5~7号)																																																										
3	ユニット所長(1~4号)																																																										
4	副所長(原子力PA担当)																																																										
5	防災安全部長																																																										
6	第二運転管理部長																																																										
7	第二保全部長																																																										
8	第一運転管理部長																																																										
9	第一保全部長																																																										
10	第二運転管理部運転管理担当																																																										
11	第二保全部保全担当																																																										
12	第一運転管理部運転管理担当																																																										
13	第一保全部保全担当																																																										
順位	副原子力防災管理者																																																										
1	原子力安全センター所長																																																										
2	ユニット所長(5~7号)																																																										
3	ユニット所長(1~4号)																																																										
4	副所長(カイゼン担当)																																																										
5	防災安全部長																																																										
6	第二運転管理部長																																																										
7	第二保全部長																																																										
8	第一運転管理部長																																																										
9	第一保全部長																																																										
10	第二運転管理部運転管理担当																																																										
11	第二保全部保全担当																																																										
12	第一運転管理部運転管理担当																																																										
13	第一保全部保全担当																																																										

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																				
III - 1	<p style="text-align: right;">様式 1</p> <p style="text-align: center;">原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">(担当者 所属 電話番号)</p> <p>別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日</td> <td>原子炉設置許可 昭和52年9月1日</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議した都道府県知事及び市町村長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定される要旨の公表の方法</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p> <p>2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。</p> <p>3 <u>氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</u></p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日	原子炉設置許可 昭和52年9月1日	原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日	協議した都道府県知事及び市町村長		予定される要旨の公表の方法		<p style="text-align: right;">様式 1</p> <p style="text-align: center;">原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日</td> <td>原子炉設置許可 昭和52年9月1日</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>協議した都道府県知事及び市町村長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定される要旨の公表の方法</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p> <p>2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日	原子炉設置許可 昭和52年9月1日	原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日	協議した都道府県知事及び市町村長		予定される要旨の公表の方法		<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化（法令表記との整合化）</p>
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																						
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日	原子炉設置許可 昭和52年9月1日																						
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日																						
協議した都道府県知事及び市町村長																							
予定される要旨の公表の方法																							
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																						
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日	原子炉設置許可 昭和52年9月1日																						
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日																						
協議した都道府県知事及び市町村長																							
予定される要旨の公表の方法																							

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																																																																								
III - 2	<p style="text-align: right;">様式2</p> <p style="text-align: center;">原子力防災要員現況届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 <small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</small> <u>(担当者 所属 電話)</u></p> <p>原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>業 務 の 種 別</td> <td>防 災 要 員 の 職 制</td> <td>その他防災要員</td> </tr> <tr> <td>情報の整理、関係者との連絡調整</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検、応急の復旧</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>医療に関する措置</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備等</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> </table> <p>備考 <u>1</u> この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 <u>2</u> 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46		業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他防災要員	情報の整理、関係者との連絡調整	⋮	名以上	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等	⋮	名以上	広 報	⋮	名以上	放射線量の測定その他の状況の把握	⋮	名以上	原子力災害の発生又は拡大の防止	⋮	名以上	施設設備の整備・点検、応急の復旧	⋮	名以上	放射性物質による汚染の除去	⋮	名以上	医療に関する措置	⋮	名以上	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送	⋮	名以上	原子力事業所内の警備等	⋮	名以上	<p style="text-align: right;">様式2</p> <p style="text-align: center;">原子力防災要員現況届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ <small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</small></p> <p>原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>業 務 の 種 別</td> <td>防 災 要 員 の 職 制</td> <td>その他防災要員</td> </tr> <tr> <td>情報の整理、関係者との連絡調整</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における情報の交換等</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>広 報</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>放射線量の測定その他の状況の把握</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生又は拡大の防止</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>施設設備の整備・点検、応急の復旧</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>医療に関する措置</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害に関する資機材の調達及び輸送</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の警備等</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">名以上</td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46		業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他防災要員	情報の整理、関係者との連絡調整	⋮	名以上	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等	⋮	名以上	広 報	⋮	名以上	放射線量の測定その他の状況の把握	⋮	名以上	原子力災害の発生又は拡大の防止	⋮	名以上	施設設備の整備・点検、応急の復旧	⋮	名以上	放射性物質による汚染の除去	⋮	名以上	医療に関する措置	⋮	名以上	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送	⋮	名以上	原子力事業所内の警備等	⋮	名以上	<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																																																																									
業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他防災要員																																																																									
情報の整理、関係者との連絡調整	⋮	名以上																																																																									
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等	⋮	名以上																																																																									
広 報	⋮	名以上																																																																									
放射線量の測定その他の状況の把握	⋮	名以上																																																																									
原子力災害の発生又は拡大の防止	⋮	名以上																																																																									
施設設備の整備・点検、応急の復旧	⋮	名以上																																																																									
放射性物質による汚染の除去	⋮	名以上																																																																									
医療に関する措置	⋮	名以上																																																																									
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送	⋮	名以上																																																																									
原子力事業所内の警備等	⋮	名以上																																																																									
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																																																																										
業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他防災要員																																																																									
情報の整理、関係者との連絡調整	⋮	名以上																																																																									
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等	⋮	名以上																																																																									
広 報	⋮	名以上																																																																									
放射線量の測定その他の状況の把握	⋮	名以上																																																																									
原子力災害の発生又は拡大の防止	⋮	名以上																																																																									
施設設備の整備・点検、応急の復旧	⋮	名以上																																																																									
放射性物質による汚染の除去	⋮	名以上																																																																									
医療に関する措置	⋮	名以上																																																																									
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送	⋮	名以上																																																																									
原子力事業所内の警備等	⋮	名以上																																																																									

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																																								
III-3	<p style="text-align: right;">様式3</p> <p style="text-align: center;">原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者</p> <p>住 所 _____</p> <p>氏 名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">(担当者 所属 電話)</p> <p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td style="text-align: center;">選 任</td> <td style="text-align: center;">解 任</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">正</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">副</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> </div> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46		区 分	選 任	解 任	正	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	副	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	<p style="text-align: right;">様式3</p> <p style="text-align: center;">原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会, 新潟県知事, 柏崎市長, 刈羽村長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者</p> <p>住 所 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td style="text-align: center;">選 任</td> <td style="text-align: center;">解 任</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">正</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">副</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任・解任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職務上の地位</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> </div> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46		区 分	選 任	解 任	正	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	副	氏 名		選任・解任年月日		職務上の地位	/	<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																																										
区 分	選 任	解 任																																									
正	氏 名																																										
	選任・解任年月日																																										
	職務上の地位	/																																									
副	氏 名																																										
	選任・解任年月日																																										
	職務上の地位	/																																									
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																																										
区 分	選 任	解 任																																									
正	氏 名																																										
	選任・解任年月日																																										
	職務上の地位	/																																									
副	氏 名																																										
	選任・解任年月日																																										
	職務上の地位	/																																									

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																														
III - 4	<p style="text-align: right;">様式4</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備現況届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: right; color: red;">印</p> <p style="text-align: center; color: red;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center; color: red;">(担当者 所属 電話)</p> <p>放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。 <u>3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</u></p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46		原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法		<p style="text-align: right;">様式4</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備現況届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: center; color: red;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="2">柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td style="text-align: right;">式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とする。 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。</p> </div>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46		原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	設置場所		原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		設置場所		検出される数値の把握方法		<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化（法令表記との整合化）</p>
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																																
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																															
	設置場所																																
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																																
	設置場所																																
	検出される数値の把握方法																																
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																																
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																															
	設置場所																																
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																																
	設置場所																																
	検出される数値の把握方法																																

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																
III-5	<p style="text-align: right;">様式5</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備の性能検査申請書</p> <p style="text-align: right;">原管発官 第 号 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 氏 名 東京電力ホールディングス株式会社 印</p> <p>原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">原子力事業所の名称及び所在地</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>その概要</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び所在地		柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	その概要	別紙のとおり	<p style="text-align: right;">様式5</p> <p style="text-align: center;">放射線測定設備の性能検査申請書</p> <p style="text-align: right;">原管発官 第 号 年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 氏 名 東京電力ホールディングス株式会社</p> <p>原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">原子力事業所の名称及び所在地</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数</td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>その概要</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び所在地		柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	その概要	別紙のとおり	<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び所在地		柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																	
	その概要	別紙のとおり																	
原子力事業所の名称及び所在地		柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式																	
	その概要	別紙のとおり																	

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																																																																																																																																																																						
III-6	<p style="text-align: right;">様式6</p> <p style="text-align: center;">原子力防災資機材現況届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，新潟県知事，柏崎市長，刈羽村長 殿</p> <p>届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) <u>(担当者 所属 電話)</u></p> <p>原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="3">柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td></td> <td>組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>フィルター付防護マスク</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td></td> <td>回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測器等</td> <td>排気筒モニタリング設備</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>その他の固定式測定器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>エリアモニタリング設備</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td></td> <td>錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td></td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td></td> <td>式</td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。 3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46			放射線障害防護用器具	汚染防護服		組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		個	フィルター付防護マスク		個	非常用通信機器	緊急時電話回線		回線	ファクシミリ		台	携帯電話等		台	計測器等	排気筒モニタリング設備		台	その他の固定式測定器		台	ガンマ線測定用サーベイメータ		台	中性子線測定用サーベイメータ		台	空間放射線積算線量計		個	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ		台	測定器		台	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ		台	測定器		台	個人用外部被ばく線量測定器		台	その他	エリアモニタリング設備		台	モニタリングカー		台	その他資機材	ヨウ素剤		錠	担架		台	除染用具		式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式	<p style="text-align: right;">様式6</p> <p style="text-align: center;">原子力防災資機材現況届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣，原子力規制委員会，新潟県知事，柏崎市長，刈羽村長 殿</p> <p>届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td colspan="3">柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線障害防護用器具</td> <td>汚染防護服</td> <td></td> <td>組</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベ付一体型防護マスク</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>フィルター付防護マスク</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用通信機器</td> <td>緊急時電話回線</td> <td></td> <td>回線</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話等</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測器等</td> <td>排気筒モニタリング設備</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>その他の固定式測定器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>空間放射線積算線量計</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式ダスト測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</td> <td>サンブラ</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>測定器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>個人用外部被ばく線量測定器</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>エリアモニタリング設備</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他資機材</td> <td>ヨウ素剤</td> <td></td> <td>錠</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td></td> <td>式</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td></td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td></td> <td>式</td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46			放射線障害防護用器具	汚染防護服		組	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		個	フィルター付防護マスク		個	非常用通信機器	緊急時電話回線		回線	ファクシミリ		台	携帯電話等		台	計測器等	排気筒モニタリング設備		台	その他の固定式測定器		台	ガンマ線測定用サーベイメータ		台	中性子線測定用サーベイメータ		台	空間放射線積算線量計		個	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ		台	測定器		台	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ		台	測定器		台	個人用外部被ばく線量測定器		台	その他	エリアモニタリング設備		台	モニタリングカー		台	その他資機材	ヨウ素剤		錠	担架		台	除染用具		式	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式	<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化（法令表記との整合化）</p>
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																																																																																																																																																																								
放射線障害防護用器具	汚染防護服		組																																																																																																																																																																						
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		個																																																																																																																																																																						
	フィルター付防護マスク		個																																																																																																																																																																						
非常用通信機器	緊急時電話回線		回線																																																																																																																																																																						
	ファクシミリ		台																																																																																																																																																																						
	携帯電話等		台																																																																																																																																																																						
計測器等	排気筒モニタリング設備		台																																																																																																																																																																						
	その他の固定式測定器		台																																																																																																																																																																						
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台																																																																																																																																																																						
	中性子線測定用サーベイメータ		台																																																																																																																																																																						
	空間放射線積算線量計		個																																																																																																																																																																						
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台																																																																																																																																																																						
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ		台																																																																																																																																																																					
		測定器		台																																																																																																																																																																					
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ		台																																																																																																																																																																					
		測定器		台																																																																																																																																																																					
個人用外部被ばく線量測定器		台																																																																																																																																																																							
その他	エリアモニタリング設備		台																																																																																																																																																																						
	モニタリングカー		台																																																																																																																																																																						
その他資機材	ヨウ素剤		錠																																																																																																																																																																						
	担架		台																																																																																																																																																																						
	除染用具		式																																																																																																																																																																						
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台																																																																																																																																																																						
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式																																																																																																																																																																						
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																																																																																																																																																																								
放射線障害防護用器具	汚染防護服		組																																																																																																																																																																						
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		個																																																																																																																																																																						
	フィルター付防護マスク		個																																																																																																																																																																						
非常用通信機器	緊急時電話回線		回線																																																																																																																																																																						
	ファクシミリ		台																																																																																																																																																																						
	携帯電話等		台																																																																																																																																																																						
計測器等	排気筒モニタリング設備		台																																																																																																																																																																						
	その他の固定式測定器		台																																																																																																																																																																						
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台																																																																																																																																																																						
	中性子線測定用サーベイメータ		台																																																																																																																																																																						
	空間放射線積算線量計		個																																																																																																																																																																						
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台																																																																																																																																																																						
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ		台																																																																																																																																																																					
		測定器		台																																																																																																																																																																					
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ		台																																																																																																																																																																					
		測定器		台																																																																																																																																																																					
個人用外部被ばく線量測定器		台																																																																																																																																																																							
その他	エリアモニタリング設備		台																																																																																																																																																																						
	モニタリングカー		台																																																																																																																																																																						
その他資機材	ヨウ素剤		錠																																																																																																																																																																						
	担架		台																																																																																																																																																																						
	除染用具		式																																																																																																																																																																						
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台																																																																																																																																																																						
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式																																																																																																																																																																						

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																												
III-7	<p style="text-align: center;">様式7-1</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p>警戒事態該当事象連絡 連絡者名 _____</p> <p>連絡先 _____</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/>AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/>AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/>AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/>AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL25 全交流電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性 <input type="checkbox"/>AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度6弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象) </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) SGTS放射線モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h, Na) 海水モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) その他 () </td> </tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	警戒事態該当事象の発生箇所	柏崎刈羽原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 全交流電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性 <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度6弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象)	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) SGTS放射線モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h, Na) 海水モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) その他 ()	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		<p style="text-align: center;">様式7-1</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p>警戒事態該当事象連絡 連絡者名 _____</p> <p>連絡先 _____</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>発生した警戒事態該当事象の種類</td> <td> <input type="checkbox"/>AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/>AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/>AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/>AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL25 全交流電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性 <input type="checkbox"/>AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/>AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/>AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度6弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象) </td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td>故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</td> <td> 原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) SGTS放射線モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h, Na) 海水モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) その他 () </td> </tr> <tr> <td>その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	警戒事態該当事象の発生箇所	柏崎刈羽原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 全交流電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性 <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度6弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象)	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) SGTS放射線モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h, Na) 海水モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) その他 ()	その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化 (法令表記との整合化)</p>
	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																													
警戒事態該当事象の発生箇所	柏崎刈羽原子力発電所 号機																														
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)																														
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 全交流電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性 <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度6弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象)																														
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()																														
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) SGTS放射線モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h, Na) 海水モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) その他 ()																														
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																															
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																														
警戒事態該当事象の発生箇所	柏崎刈羽原子力発電所 号機																														
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)																														
発生した警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL22 原子炉給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL25 全交流電源喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性 <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ その他 (<input type="checkbox"/> 所在市町村で震度6弱以上の地震発生, <input type="checkbox"/> 所在市町村沿岸を含む津波予報区で大津波警報発表, <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会又は原子力規制庁が警戒事態と判断した事象)																														
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()																														
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) SGTS放射線モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h, Na) 海水モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) その他 ()																														
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報																															

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																												
III-8	<p style="text-align: center;">様式7-2</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 2px;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">連絡者名 連絡先</td> </tr> </table> <p>原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所(注1)</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 発電所警戒本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	警戒事態該当事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)	その他の事項の対応(注3)		<p style="text-align: center;">様式7-2</p> <p style="text-align: center;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡 (第 報)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 2px;">警戒事態該当事象発生後の経過連絡</td> <td style="width: 40%; padding: 2px;">連絡者名 連絡先</td> </tr> </table> <p>原子力災害対策指針及び柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定めるところに基づき警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生箇所(注1)</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>警戒事態該当事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 発電所警戒本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機	警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	警戒事態該当事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)	その他の事項の対応(注3)		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先																													
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																														
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機																														
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																														
警戒事態該当事象の種類(注1)																															
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)																														
その他の事項の対応(注3)																															
警戒事態該当事象発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先																														
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																														
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	柏崎刈羽原子力発電所 号機																														
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																														
警戒事態該当事象の種類(注1)																															
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)																														
その他の事項の対応(注3)																															

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考				
III-9	<p style="text-align: center;">様式 8-1</p> <p style="text-align: center;">特定事象発生通報（原子炉施設）（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p>第10条通報 <input type="checkbox"/> 第10条事象発生 <input type="checkbox"/> 第15条事象発生</p> <p>通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</p> <p>特定事象の発生箇所 柏崎刈羽原子力発電所 号機 _____</p> <p>特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分（24時間表示）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基型</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 全交流電源の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基型</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 全交流電源の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</p> <p>□GE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□GE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p> </td> </tr> </table> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> <p>想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()</p> <p>原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系の作動状況 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cps→ cps) SGTS放射線モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h→ nGy/h, Na) 海水モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基型</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 全交流電源の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基型</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 全交流電源の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</p> <p>□GE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□GE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>	<p style="text-align: center;">様式 8-1</p> <p style="text-align: center;">特定事象発生通報（原子炉施設）（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p>第10条通報 <input type="checkbox"/> 第10条事象発生 <input type="checkbox"/> 第15条事象発生</p> <p>通報者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。</p> <p>原子力事業所の名称及び場所 柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</p> <p>特定事象の発生箇所 柏崎刈羽原子力発電所 号機 _____</p> <p>特定事象の発生時刻 年 月 日 時 分（24時間表示）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基型</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 全交流電源の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基型</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 全交流電源の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</p> <p>□GE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□GE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p> </td> </tr> </table> <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p> <p>想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()</p> <p>原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系の作動状況 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cps→ cps) SGTS放射線モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cps→ cps) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: nGy/h→ nGy/h, Na) 海水モニタの指示値 確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)</p> <p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p> <p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基型</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 全交流電源の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基型</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 全交流電源の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</p> <p>□GE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□GE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>	<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化(法令表記との整合化)</p>
	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基型</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 全交流電源の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基型</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 全交流電源の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</p> <p>□GE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□GE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>					
<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基型</p> <p>*□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>*□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>*□SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p>□SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p>□SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>*□SE23 残留熱除去機能の喪失</p> <p>□SE25 全交流電源の30分間以上喪失</p> <p>□SE27 直流電源の部分喪失</p> <p>□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>*□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>*□SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>□SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>*□SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>*□SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>□SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□SE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p>	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基型</p> <p>*□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>*□GE02-SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>*□GE03-SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>*□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</p> <p>*□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</p> <p>*□GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</p> <p>*□GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能</p> <p>*□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>*□GE22 原子炉注水機能の喪失</p> <p>*□GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>*□GE25 全交流電源の1時間以上喪失</p> <p>*□GE27 全直流電源の5分間以上喪失</p> <p>*□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>*□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>*□GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>□GE41 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>*□GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p>□GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</p> <p>□GE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>□GE53 火災・漏水による安全機能の一部喪失</p> <p>*□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p>						

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																								
III-11	<p style="text-align: center;">様式9-1 応急措置の概要（原子炉施設）（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第25条報告</p> <p style="text-align: right;">報告者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所（注1）</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻（注1）</td> <td>年 月 日 時 分（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類（注1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要（注2）</td> <td>（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応（注3）</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 （注1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	特定事象の発生箇所（注1）	柏崎刈羽原子力発電所 号機	特定事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の種類（注1）		発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無	その他の事項の対応（注3）		<p style="text-align: center;">様式9-1 応急措置の概要（原子炉施設）（第 報）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、関係知事市町村長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第25条報告</p> <p style="text-align: right;">報告者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生箇所（注1）</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 号機</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻（注1）</td> <td>年 月 日 時 分（24時間表示）</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類（注1）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要（注2）</td> <td>（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応（注3）</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 （注1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	特定事象の発生箇所（注1）	柏崎刈羽原子力発電所 号機	特定事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の種類（注1）		発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無	その他の事項の対応（注3）		<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化（法令名称との整合化）</p>
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																										
特定事象の発生箇所（注1）	柏崎刈羽原子力発電所 号機																										
特定事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）																										
特定事象の種類（注1）																											
発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無																										
その他の事項の対応（注3）																											
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																										
特定事象の発生箇所（注1）	柏崎刈羽原子力発電所 号機																										
特定事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）																										
特定事象の種類（注1）																											
発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無																										
その他の事項の対応（注3）																											

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																												
III-13	<p style="text-align: center;">様式9-2</p> <p style="text-align: center;">(第 報)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第25条報告</p> <p style="text-align: right;">報告者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生場所(注1)</td> <td>都道府県 市区町村 (海上の場合:沖合 km)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した特定事象の発生場所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	特定事象の発生場所(注1)	都道府県 市区町村 (海上の場合:沖合 km)	特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)		※添付の有・無	その他の事項の対応(注3)		<p style="text-align: center;">様式9-2</p> <p style="text-align: center;">(第 報)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第25条報告</p> <p style="text-align: right;">報告者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生場所(注1)</td> <td>都道府県 市区町村 (海上の場合:沖合 km)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の発生時刻(注1)</td> <td>年 月 日 時 分 (24時間表示)</td> </tr> <tr> <td>特定事象の種類(注1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発生事象と対応の概要(注2)</td> <td>(対応日時、対応の概要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">※添付の有・無</td> </tr> <tr> <td>その他の事項の対応(注3)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 (注1) 最初に発生した特定事象の発生場所、発生時刻、種類について記載する。 (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 (注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	特定事象の発生場所(注1)	都道府県 市区町村 (海上の場合:沖合 km)	特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	特定事象の種類(注1)		発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)		※添付の有・無	その他の事項の対応(注3)		<p>原災法関係法令改正に伴う変更及び記載の適正化(法令名称との整合化)</p>
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																														
特定事象の発生場所(注1)	都道府県 市区町村 (海上の場合:沖合 km)																														
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																														
特定事象の種類(注1)																															
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)																														
	※添付の有・無																														
その他の事項の対応(注3)																															
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																														
特定事象の発生場所(注1)	都道府県 市区町村 (海上の場合:沖合 km)																														
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)																														
特定事象の種類(注1)																															
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)																														
	※添付の有・無																														
その他の事項の対応(注3)																															

柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読替前後比較表

頁	現 行	読替後	備 考																												
III-15	<p style="text-align: right;">様式10</p> <p style="text-align: center;">防災訓練実施結果報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">報告者</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">(担当者 所属 電話)</p> <p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>防災訓練実施年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の結果の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>備考1 <u>この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</u> <u>2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</u></p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	防災訓練実施年月日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要		防災訓練の項目		防災訓練の内容		防災訓練の結果の概要		今後の原子力災害対策に向けた改善点		<p style="text-align: right;">様式10</p> <p style="text-align: center;">防災訓練実施結果報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">報告者</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46</td> </tr> <tr> <td>防災訓練実施年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の結果の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p>	原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46	防災訓練実施年月日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要		防災訓練の項目		防災訓練の内容		防災訓練の結果の概要		今後の原子力災害対策に向けた改善点		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																														
防災訓練実施年月日	年 月 日																														
防災訓練のために想定した原子力災害の概要																															
防災訓練の項目																															
防災訓練の内容																															
防災訓練の結果の概要																															
今後の原子力災害対策に向けた改善点																															
原子力事業所の名称及び場所	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16番地46																														
防災訓練実施年月日	年 月 日																														
防災訓練のために想定した原子力災害の概要																															
防災訓練の項目																															
防災訓練の内容																															
防災訓練の結果の概要																															
今後の原子力災害対策に向けた改善点																															